

労災保険の給付いろいろ - 第13回 -

事務所だより

第63号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「給付基礎日額」 ・「算定基礎日額」その二

先月に引き続き、労災保険給付の算定に欠かせない「給付基礎日額」と「算定基礎日額」について紹介します。

特例の

算定方法

原則的な算定方法（平均賃金相当額）を給付基礎日額とすることが適当でないとは認められる場合には、給付基礎日額の算定方法に特例が設けられています。具体的には、次の算定方法によって所轄労働基準監督署長が算定します。

休業者
私傷病による

平均賃金を計算する期間の中に業務外の傷病による休業期間がある場合には、この傷病による休業前の賃金水準により給付基礎日額が算定されます。

じん肺患者の給付基礎日額
粉じん作業に常時従事していたときの賃金水準により給付基礎日額を算定します。

特例の算定方法の特例も
前掲の、のほかに、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないとは認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って所轄労働基準

監督署長が算定する額を給付基礎日額とします。

厚生労働省労働基準局長が定める基準とは、次の三つです。

平均賃金の算定期間中に親族の疾病等の看護のため休業した期間がある場合

私傷病休業の場合の特例と同様に扱うこととしています。

振動障害にかかった労働者じん肺患者の場合の特例と同様に扱うこととしています。

通年雇用の船員であつて、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合

算定事由発生日以前一年間について給付基礎日額を算定することとしています。

最低保障額あり

給付基礎日額の最低保障額のことを自動変更対象額といえます。

平成二十五年八月一日からの自動変更対象額は三千九百三十円です。

原則として、算定した給付基礎日額が自動変更対象額を下回るときは、自動変更対象額を給付基礎日額とします。

ただし、算定した給付基礎日額が自動変更対象額を下回る場合であっても、スライド率を適用することにより自動変更対象額以上の額となることとなります。

この場合には、自動変更対象額より低い額になつても原則的な算定式によつて算定された額を給付基礎日額とします。

スライド制とスライド率

賃金水準が一定限度を超えて変動した場合、それに応じて休業（補償）給付等の額を改定して支給する制度をスライド制といいます。

労災補償（保険給付）の中には、年金給付のような長期にわたつて受給するもの（または可能性のあるもの）があります。

例えば、年金給付を受給しているときに、労働者の平均賃金上昇しているにもかかわらず、被災時の賃金で決定した額で受給していると、補償効果は目減りしてしまいます。

障害年金の制度をご存知ですか？

障害年金受給に関する3つの要件

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

そこで、労災補償（保険給付）の種類に応じて、被災時の賃金で決定した給付額に賃金水準の変動に応じた一定の率を掛けて計算した額を基礎として保険給付額を算定することになります。

このときに使用する率をスライド率といいます。

「業務改善助成金（通称）」を活用しよう！

平成二十六年年度から「中小企業最低賃金引き上げ対策補助金」（以下、業務改善助成金とします。）が京都府も適用対象地域になりました。

業務改善助成金とは、事業場内最低賃金（事業場内で最も賃金が高い労働者の賃金額）が時間額八〇〇円未満である中小企業事業主が、次の三つの要件にあてはまった場合に業務改善に要した経費の二分の一（上限額一〇〇万円）が支給される助成制度です。

ただし、労働者数三〇人以下の企業については経費の四分の三が助成されます。事業場内最低賃金を時間給換算で八〇〇円以上とする賃金引上げ計画と業務改善計画を策定して、事業場管轄の労働基準監督署へ届け出ること。

業務改善を行なうこと。

なお、については厚生労働省が一例を示しています。

《業務改善助成金の対象経費例（厚生労働省ホームページより）》

- 一、就業規則の作成や改定
事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料
- 二、賃金制度の整備
事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費
- 三、労働能率の増進に資する設備・機器の導入
(1) 在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入

雇用保険基本手当日額が変更されました

雇用保険の基本手当日額は、国が発表する「毎月勤労統計調査」をもとに毎年見直しを行なっています。今年も8月1日より変更されました。具体的な変更額は、次のとおりです。

- (1) 基本手当日額の最低額の引下げ
1,848 円 → 1,840 円 (- 8 円)
- (2) 基本手当日額の最高額の引下げ
基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。
 - 60歳以上65歳未満
6,723 円 → 6,709 円 (- 14 円)
 - 45歳以上60歳未満
7,830 円 → 7,805 円 (- 25 円)
 - 30歳以上45歳未満
7,115 円 → 7,100 円 (- 15 円)
 - 30歳未満
6,405 円 → 6,390 円 (- 15 円)

費用

- (2) 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用

四、労働能率の増進に資する研修

新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用



八月の労務手続 「提出先・納付先」

十一日

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

九月一日

○ 健保・厚生保険料の納付

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

今年は“冷夏”との予報から一変して“猛暑”の夏になりました。毎日のように熱中症対策が報道されています。

どうぞ体調を崩されませぬよう、お元気で過ごしてください。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

「郵便局または銀行」
○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」
○ 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者）
「公共職業安定所」